

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（審議案件）

令和 3 年 6 月 14 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	政 策 部 財 政 課
案 件 名 称	三 浦 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
部 門 経 営 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<p>審 議 依 頼 事 項</p> <p>下 記 の 事 項 を 条 例 の 一 部 改 正 の 基 本 方 針 と し て 決 定 す る こ と に つ い て</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一 部 改 正 の 目 的                  デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 3 年 5 月 19 日公布され、令和 3 年 9 月 1 日施行されることとなった。                  同法律第 55 条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、個人番号カードは地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が発行すること、J-LIS は個人番号カードの発行の事務に関し手数料を徴収することができること、J-LIS は当該徴収の事務を市区町村長に委託することができること等が新たに規定された。                  これにより、令和 3 年 9 月 1 日以降は J-LIS が個人番号カードの再交付に係る手数料を定め徴収することとなるため、本条例の別表に規定される個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものである。</p> <p>2 一 部 改 正 の 要 旨                  （ 1 ） 手 数 料 の 廃 止                  個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除                  （ 2 ） 施 行 期 日                  令 和 3 年 9 月 1 日</p>	
<p>現 状 と 課 題</p> <p>上 記 に 示 す 国 の 法 整 備 に 伴 い 、 本 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 必 要 が あ る 。</p>	

案件担当部課等の見解

上記基本方針のとおり三浦市手数料条例の一部を改正することとしたい。

審議決定後は、令和3年第2回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

大綱4 計画の推進に向けて

目標3 機動力のある市役所づくり

施策1 業務の効率化

備考

説明員 石渡財政課長、新倉市民サービス課長

秋本財政課GL、

佐々木市民サービス課窓口サービスGL